

消火器、住宅用火災警報器等の不適正な訪問販売トラブルが増えています。

### 【訪問販売の手口】

「消防の方から来ました。」

「消防、市役所等からのあっせん依頼がありました。」

「一般家庭にも消火器の設置が義務付けられました。」

「設置しないと罰せられます。」



### 【トラブル防止のポイント】

- 消防署では、「消火器」、「住宅用火災警報器」の販売及びあっせんは一切行っていません。
- 消防署では、一般家庭に「消火器」の設置を推進していますが、設置に法的な義務はありません。
- 「住宅用火災警報器」の設置義務者に対する罰則は設けられていません。
- あやしいと思ったら、身分証明書の掲示を求めましょう。
- 預かり書など、どのような書面にもサインをしたり、ハンコを押さないようにしましょう。
- 脅迫的な行動があったときは警察へ相談しましょう。